

「Wi-Fi ルーター不要！台湾・香港・マカオ・シンガポール無料キャンペーン」提供条件書

※本特約は 2019 年 1 月 7 日をもって受付を終了しました。なお、2019 年 1 月 7 日以前に本特約の適用条件を満たしている場合、2019 年 1 月 8 日以降も本特約を適用します。

1. 概要

「Wi-Fi ルーター不要！台湾・香港・マカオ・シンガポール無料キャンペーン」は、台湾・香港等でご利用の世界データ定額について、利用料を無料とする特約です。

2. 提供条件

(1) 提供期間

2018 年 12 月 27 日(木) ～ 2019 年 1 月 7 日(月)

(2) 適用条件

提供期間内に、表 1 の対象地域において世界データ定額を利用開始していただくこと。

【表 1: 対象地域】

対象地域
台湾、香港、マカオ、シンガポール共和国

(3) 内容

内容
提供期間内に対象地域で利用開始した世界データ定額の利用料が全て無料(*1)

*1: 詳細は「3. 重要事項」をご確認下さい。

3. 重要事項

(1) 適用・廃止について

- 本特約の提供期間は、日本時間での 2018 年 12 月 27 日 0:00 から 2019 年 1 月 7 日 23:59 までです。
- 世界データ定額の利用開始日時が属する日が提供期間内であり、その利用開始から 24 時間を経過するまでの間、本特約を適用します。
- 対象地域で利用開始をした後、24 時間を経過する前に対象地域以外の地域へ移動された場合は、再度世界データ定額を利用開始する必要があります。なお、対象地域以外でご利用になった際の利用料については、本特約を適用しません。

(2) その他のご注意事項

- 「世界データ定額」のご利用は、所定のデータ定額サービス、料金プランにご加入いただいた上で、データチャージへのご加入が必要です。
- その他、「世界データ定額」のご利用方法等については、KDDI/沖縄セルラーのホームページに

ご確認ください。

■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、「au(LTE)通信サービス契約約款」、「au(WIN)通信サービス契約約款」その他KDDI/沖縄セルラーの各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2018年12月27日

■最終更新日:2019年1月8日